

(審査案件：諮問第2号)

答 申

第1 審査会の結論

石垣市教育委員会が行った「教科用図書八重山採択地区協議会の2010年総会時から2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの（録音、PCファイルなど）」のうち、議事録を不存在とした決定は妥当であった。ただし、当該議事録は作成すべきものであったと考える。

第2 不服申立ての経緯

- 1 平成23年(2011年)7月25日、不服申立人は、石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。)に基づき、「教科用図書八重山採択地区協議会の2010年総会時から2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの(録音、PCファイルなど)」についての公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成23年(2011年)8月8日、石垣市教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)を行い、不服申立人に通知した。
- 3 平成23年(2011年)8月9日、不服申立人は、本件決定のうち、実施機関が「議事録及びそれに相当する記録が残されていない。」という理由により不存在とした「教科用図書八重山採択地区協議会の2010年総会時から2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの(録音、PCファイルなど)」(以下「本件請求対象文書」という。)の公開を求める旨の不服申し立てを行った。

第3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人が「不服申立書」、「決定理由説明書に対する意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 2010年度は小学校用図書が採択されており、文書が存在しないことはあり得ない。2011年7月14日に調査委員から答申を受け、同年7月20日に協議会が開催されている。
- 2 会議録を作成していないことは、条例第3条第3項「実施機関は、第1条の目的

を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。」という規定に反している。また、平成 17 年 3 月 4 日付け県教育庁義務教育課発教義第 1339 号「平成 18 年度使用中学校教科用図書採択について（通知）」にも「情報開示に備えるため、採択地区協議会や教育委員会議の議事録を作成すること」と記されている。

- 3 条例第 6 条第 2 項の定めに基づく補正が求められず、新たな情報公開手続きを余儀なくされ、情報公開の時間的利益が損なわれる結果になった。

第 4 本件実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 2010 年度の八重山採択地区協議会の資料には、議事録に相当する記録が残されていない。
- 2 採択地区協議会については、これまで総会資料や結果報告書のような資料等は残されているが、慣例として「議事録」は作成していない。なお、同協議会の規約において作成の義務付けがないことも、作成していない要因としてある。
- 3 県内他市において、議事録の作成状況は以下のとおりである。
 - ・平成 23 年度議事録 作成は国頭・中頭・那覇・宮古地区、未作成は島尻地区
なお、宮古は要点筆記、那覇及び国頭は録音せずに簡潔にまとめたものである。
 - ・平成 22 年度議事録 作成は那覇・国頭地区のみ。

※上記の年度以前のものに関して、「議事録」作成が確認できるのは、中頭地区のみである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用にあたってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

また、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書を迅速、かつ、ありのままに公開することを原則とするものである。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書の特定制及び存否について

(1) 本件請求対象文書の特定制

本審査会は、本件請求対象文書を、平成 22 年度（2010 年度）に関する「教科用図書八重山採択地区協議会の総会等に関する議事録もしくは記録したもの」のうち、「議事録」と特定制する。

ア 実施機関は、公文書不存決定をした後、不服申立人と話し合い（8 月 9 日）を行い、「議事録」は存在しないことを不服申立人に説明している。その際に、議事録とは別に「関係資料等」は存在していることも、併せて説明している。

イ 実施機関から説明を受けた後、不服申立人は、「関係資料等」の公文書公開請求（8 月 9 日）を行い、実施機関は、8 月 18 日に、一部非公開（調査員の氏名等）とするものを除き公開をした。

ウ 互いの話し合いや文書のやりとりの中から、本件請求対象文書は「議事録」を指すものであることが確認できる。

(2) 本件請求対象文書の存否

本審査会は、本件請求対象文書（平成 22 年度教科用図書八重山採択地区協議会の総会等に関する議事録）は、存在しないことを確認する。

実施機関に事情聴取したところ、教科用図書八重山採択地区協議会の総会等に関しては、総会資料や結果報告書は残されているが、同協議会において発言等が記された「議事録」に該当するものは、慣例として作成されていないことが確認できた。

また、県内の各協議会の状況としては、作成している地区もあれば、作成していない地区もあり、その取扱いは、必ずしも統一されていない。

よって、実施機関は、過去の慣例や他協議会の状況なども参考にし、協議会の「議事録」について作成すべきとの認識がなかったと判断できる。

3 文書の作成について

石垣市情報公開条例は、平成 13 年に制定されている。会議録等については、条例第 3 条第 3 項「実施機関は、第 1 条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。」との規定にあるように、実施機関は、市民の知る権利を十分に保障するために、その作成を行うなど、当該条例の正確な解釈及び的確な運用に努めなければならない。

このことから、今回、実施機関が議事録等を作成していなかったことは、たとえ過去の慣例や協議会規約に明記されていないことが要因とはいえ、条例の趣旨からすると、作成すべきであったと考える。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 実施機関の対応について

条例第6条第2項「実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」の規定にあるように、実施機関には、請求内容の確認を十分に行うことが求められている。

実施機関は、その後の請求において「関係資料等」を部分公開した。しかし、本件請求の段階において、請求内容の確認を十分に行っていれば、その部分公開についても時間の短縮ができていたと判断する。

また、申立人から、上記の「関係資料等」の請求に対し、実施機関は当初、請求対象文書の一部がないことを理由に「一部不存在」として取り扱った。しかし、その後その対象文書が発見され、結局その部分を公開するに至った。

このことは、実施機関が、条例第3条第3項の規定「実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理」の中の、文書の管理について、その取扱いを十分に遵守していなかったと言わざるを得ない。

本審査会は、今回の結論の他に、実施機関に今後、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

第6 審査経過

平成 23 年 (2011 年)	10 月 5 日	実施機関から審査会へ諮問
	11 月 11 日	審議 (第 1 回)
	11 月 24 日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	12 月 1 日	不服申立人から「公文書不存在決定理由説明書 に対する意見書」を受領
	12 月 6 日	意見聴取及び審議 (第 2 回) (不服申立人及び実施機関からの意見聴取)
	平成 24 年 (2012 年)	1 月 10 日
1 月 31 日		審議 (第 4 回)
2 月 16 日		審議 (第 5 回)
3 月 12 日		審議 (第 6 回)
3 月 28 日		審議 (第 7 回) 及び答申